とすることをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする期間に係る年度（毎年四月から翌年三月までをいう。）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～五　（略）

3　（略）

（平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の申請）

第七十七条の五　平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定による申請は、保険料の免除の特例（平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定により保険料の納付を要しないものとすることをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする期間に係る年度ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号

二　（略）

三　前号に規定する期間における申請者の配偶者の氏名及び生年月日

四　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二～四　（略）

3　（保険料免除取消の申請）

第七十七条の八　法第九十条第三項（平成十六年改正法附則第十九条第三項及び平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第二項において準用する場合を含む。）又は第九十条の二第四項の規定による申請は、氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

2　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、同項の申請書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3　（略）

（学生等の保険料納付の特例に係る不該当の届出）

第七十七条の九　法第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた被保険者は、令第六条の六に規定する生徒若しくは学生でなくなつたとき（その原因が卒業であるときを除く。）は、氏名、生年月日及び住所並びに個人番号又は基礎年金番号を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

2・3　（略）

とすることをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする期間に係る年度（毎年四月から翌年三月までをいう。）ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　申請者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号

二～四　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　国民年金手帳

二～五　（略）

3　（略）

（平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の申請）

第七十七条の五　平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定による申請は、保険料の免除の特例（平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の規定により保険料の納付を要しないものとすることをいう。以下この条において同じ。）を受けようとする期間に係る年度ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　申請者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号

二　（略）

三　前号に規定する期間における申請者の配偶者の氏名

四　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　国民年金手帳

二～四　（略）

3　（略）

（保険料免除取消の申請）

第七十七条の八　法第九十条第三項（平成十六年改正法附則第十九条第三項及び平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第二項において準用する場合を含む。）又は第九十条の二第四項の規定による申請は、申請者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号を記載した申請書を機構に提出することによつて行わなければならない。

2　前項の申請書には、国民年金手帳を添えなければならない。

3　（略）

（学生等の保険料納付の特例に係る不該当の届出）

第七十七条の九　法第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた被保険者は、令第六条の六に規定する生徒若しくは学生でなくなつたとき（その原因が卒業であるときを除く。）は、被保険者の氏名、生年月日及び住所並びに基礎年金番号を記載した届書に、国民年金手帳を添えて、これを機構に提出しなければならない。

2・3　（略）